

# 「給付制限期間」が短縮又は解除されます ～ 令和 7 年 4 月 1 日から適用～

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、求職者給付（基本手当、高年齢求職者給付金）の受給資格決定日から7日間の待期期間満了後に給付が支給されない期間（給付制限期間）があります。

これまで（離職日が令和7年3月31日以前）は、給付制限期間が原則2か月でしたが、離職日が令和7年4月1日以降は、給付制限期間が原則1か月間となり、また、リ・スキリングのために教育訓練等を受けた（受けている）場合、給付制限が解除されます。

## 1. 給付制限期間の短縮

令和7年4月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合、給付制限期間が原則1か月となります。

（離職日が令和7年3月31日以前である場合は原則2か月です。）

ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は3か月となります。また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇（重責解雇）された場合、給付制限は3か月です。

## 2. 給付制限期間の解除

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた（受けている）場合、給付制限が解除されます。

詳細は、リーフレット「令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます」をご覧ください。

教育訓練等を受けた方 または 受ける方 は、お近くのハローワークにご相談ください。